

## 第 1 1 5 回徳島県都市計画審議会

令和 5 年 1 月 1 6 日（月）午後 1 時 3 0 分～  
於 徳島グランヴィリオホテル  
1 階グランヴィリオホール

### <柴田課長補佐>

それでは、定刻がまいりましたので、ただ今から「第 1 1 5 回徳島県都市計画審議会」を開催いたします。

私は、都市計画課まちづくり・事前復興担当課長補佐の柴田と申します。よろしくお願いいたします。着座にて進めさせていただきます。

当審議会は、「徳島県都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定」によりまして、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席をもって成立いたします。

当審議会の委員定数は 2 0 名でございますが、ただ今、会場にご出席をいただいている委員は 1 5 名で、オンラインにより 4 名の委員にご参加いただいておりますことを、まずもってご報告申し上げます。

続いて、委員ご発言の際のお願いでございます。事務局からマイクをお持ちしますので、ご使用をお願いします。なお、オンライン参加者もおられることから、ご発言の際は、先にお名前をおっしゃってくださいますよう、お願いいたします。

次に、報道関係者の方にお知らせいたします。受付時に配布しました「報道関係者の皆様へ」と書かれた用紙を再度ご一読いただき、守っていただきますようお願いいたします。

特に、写真やビデオ撮影、録音につきましては、このあと行われる議案の審議に入る前までに限られておりますので、ご注意願います。

それでは、開会に当たりまして、徳島県県土整備部の徳永副部長よりご挨拶を申し上げます。

### <徳永副部長>

皆さんこんにちは。徳島県県土整備部副部長の徳永でございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところ、当審議会を開催いたしましたところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろから本県都市計画、また県土整備行政全体にわたりまして、ご理解、ご協力を賜っておりますこと、合わせて御礼申し上げます。

本審議会は、今年度初めてということで、委員の方々の改選がございましたので、委員 2 0 名のうち、7 名が新しい顔ぶれとなって開催する運びとなっております。よろしくお願いいたします。

また、一昨日も新型コロナウイルス感染者793名ということで、年明け以降、なかなか数字が下がらないといったような状況でございますので、今回、こういったかなり広い会場を取らせていただいて、感染症対策を気をつけて開催させていただいております。

前回、昨年2月におきましては、池田・貞光・脇・藍住の各都市計画区域マスタープランの変更案についてご承認いただきまして、昨年3月、これら区域マスタープランを都市計画決定をいたしております。

その後、池田都市計画区域におきましては、本年度、区域マスタープランの後ということで、都市計画マスタープランの見直しと立地適正化計画の作成に着手するなど、都市計画行政の推進を図っているところでございます。

本日の議題は、5市3町からなる徳島東部都市計画区域における区域マスタープラン、及び区域区分の変更に係るものでございます。縦覧、公聴会等の手続き、また、国との協議、関係市町への意見照会などを経まして、取りまとめた変更案を付議させていただいているところでございます。

委員の皆様方には、ご審議のほどよろしくお願いいたしまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### <柴田課長補佐>

それでは、議事に入りたいと思います。

「徳島県都市計画審議会及び常務委員会運営規則第5条」によりまして、「審議会の会議の議長は会長をもって充てる」となっておりますので、山中会長におかれましては、以後の議事進行について、よろしくお願いいたします。

#### <山中議長>

はい、皆さんお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

早速ですが、議事に入りたいと思いますけれども、本日の進行にご協力よろしくお願いいたします。

この審議会、先ほど説明がありましたように「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」ということで、「区域マスタープラン」と言われるものです。先ほどありましたように、「池田・貞光・脇・藍住」は昨年、案の方ご承認いただきました。それに続いて、今回は徳島東部都市計画区域における案をご審議いただくものです。

ここにありますように、人口減少とかですね、災害の強靱化、こういうものに対応するために、都市の形の基本的な方向を決めるという内容でございますので、これからの都市計画の確たる根幹となる計画でございますので、みなさんご審議十分お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、議事を進めていきたいと思っております。

最初にですね、運営規則の第14条の規定によりまして、会議録署名委員を指名させていただきます。本日は、近藤委員さん、真鍋委員さん、お二人にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項がございますので、事務局より報告をお願いいたします。

#### <柴田課長補佐>

それでは、「報告第106号」、委員の異動についてご報告を申し上げます。

お手元の「議案書」の1ページをご覧ください。前回、令和4年2月1日の審議会から、7名の委員のご異動がございますので、ご紹介させていただきます。

学識経験のある者の委員につきましては、徳島県商工会議所連合会の前会長の寺内委員が辞任され、後任には、令和4年12月27日付けで、徳島県商工会議所連合会の現会長の阿部委員に御就任いただいております。

続きまして、関係行政機関の職員の委員につきましては、徳島県警察本部長の小澤委員が辞任され、後任には、令和4年8月26日付けで、同じく、徳島県警察本部長の松林委員に御就任いただいております。

また、国土交通省四国地方整備局長の丹羽委員が辞任され、後任には、令和4年7月20日付けで、同じく、四国地方整備局長の荒瀬委員に御就任いただいております。

続きまして、徳島県議会議員の委員につきましては、大塚委員、長池委員、福山委員が辞任され、後任には、令和4年5月17日付けで、北島委員、原委員、山西委員に御就任いただいております。

続きまして、市町村議会の議長を代表する委員につきましては、徳島市議会議長の井上委員が辞任され、後任には、令和4年6月17日付けで、同じく、徳島市議会議長の宮内委員に御就任いただいております。

以上、委員の異動報告でございます。

#### <山中議長>

はい、委員の異動報告、ありがとうございました。

ただいま報告にありましたけれども、辞任されました小澤委員さん、福山委員さんは常務委員でもありました。次に常務委員の指名ということになっていますが、これはどのような規定になっていきますでしょうか。事務局お願いいたします。

#### <柴田課長補佐>

はい。常務委員会の委員につきましては、「運営規則第15条第1項」で、すべての委員の中から会長が指名するとされております。

小澤委員、福山委員の後任の常務委員につきましては、会長に指名をお願いいたします。

<山中議長>

はい、わかりました。それでは、私の方から指名したいと思います。

後任には、徳島県警察本部長の松林委員さん、徳島県議会議員の山西委員さんをお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

<山中議長>

それでは、これから議案の審議に入っていきたいと思います。

これから議案の審議に入りますけれども、冒頭、事務局から説明がありましたように、報道関係者による写真やビデオの撮影、録音などは議案の審議に入る前までとなっておりますので、写真やビデオ撮影などはここまでで、ご遠慮願います。

本日の議題はお手元にございますように、議第526号、527号の2件です。2つの議案に分かれておりますけれども、徳島東部都市計画における「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」いわゆる「都市計画区域マスタープラン」の見直しと、「区域区分」いわゆる「線引き」の定期見直しの2議案は関連しております。それぞれ関連しておりますので、この2議案については一括して事務局から説明をお願いいたします。それでは、お願いいたします。

<手塚室長>

県土整備部 都市計画課 まちづくり・事前復興担当室長の手塚でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議第526号「徳島東部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、それから、議第527号「徳島東部都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更」について、ご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、この案件の関連資料といたしましては、「議案書」の5ページから40ページに「議第526号」の計画書、また、41ページ以降に「議第527号」の計画書がございます。また、参考資料といたしまして、右肩に「参考資料1」とある資料がございます。

なお、今回の区域区分の変更に伴い、関係市町におきまして、用途地域の変更を行うこととしており、その関連資料としまして「参考資料2」がございます。説明に際しましては、パワーポイントを使用させていただきますが、適宜、議案書、参考資料をご参照いただくことがございますので、よろしく願いいたします。

まず、議案説明に先立ちまして、徳島東部都市計画区域の概要とこれまでの経緯を簡単にご説明させていただきます。

それでは、まず、徳島東部都市計画区域の概要でございますが、県下には7つの都市計画区域がございます。このうち、徳島東部都市計画区域は、徳島市をはじめ、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、石井町、松茂町、北島町の5市3町で構成される広域都市

計画区域でございます。また、唯一、市街化区域及び市街化調整区域の「区域区分」いわゆる「線引き」がある都市計画区域となっております。

その面積は、令和3年の国土地理院公表値によりますと、約529平方キロメートルで、全県面積の約13%でございますが、都市計画区域内の人口につきましては、平成27年の国勢調査結果によりますと約50万人で、全県人口の約66%を占めております。

次に、徳島東部都市計画区域における見直しの経緯でございます。昭和46年に広域の都市計画区域として指定し、「区域区分」いわゆる「線引き」の当初決定をしております。その後、昭和54年から平成30年までに6回の見直しを行ってございまして、平成16年には「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」いわゆる「都市計画区域マスタープラン」を策定いたしております。

今回の見直しに向けましては、平成30年度に、人口、産業、土地利用などの現状を調査する基礎調査を、令和元年度に、その将来見通しなどを分析する分析調査を実施いたしました。この調査結果を基に、令和2年度から3年度にかけて、関係市町、国と協議をし、素案を作成いたしまして、令和4年度、今年度から都市計画手続きを開始しておるところでございます。

これまでの都市計画手続きでございますが、まず、令和4年7月4日から8月2日までの間、都市計画区域マスタープランの変更素案につきまして、パブリックコメントを行いまして、5名の方から15件のご意見をいただいております。

いただいたご意見の要旨や県の考え方につきましては、「参考資料1」の5ページから8ページに取りまとめたものを添付してございます。また、この内容につきましては、県のホームページでも公開しております。

その意見の内容につきましては、「目標等に関すること」が2件、「都市計画区域に関すること」が2件、「都市施設の整備に関すること」が4件、「土地利用に関すること」が3件、「その他」4件となっております。

いただいたご意見を確認、検討いたしました。変更案へ反映する意見はないものと考えているところでございます。

また、パブリックコメントとともに、令和4年7月20日から29日にかけて、関係5市3町の8会場において、「線引き」の変更素案と併せて説明会を実施いたしまして、延べ16名の方にご参加いただいております。

この概要につきましては、同じ「参考資料1」の9ページから11ページに取りまとめております。さらに、県及び関係市町の窓口におきまして、7月19日から8月2日までの間、この変更素案の縦覧を実施しております。

その後、住民の方々に公開の場でご意見をいただく公聴会を8月8日に開催いたしまして、1名の方から意見陳述をいただいております。陳述の概要としましては、阿南市内における「線引き」の見直しや、道路整備に関するものでございまして、「参考資料1」の14ページに要旨として取りまとめております。

なお、この陳述の意見について、確認、検討いたしました。変更案へ反映すべき意見ではないものと考えてございます。

こうした住民の方々への意見聴取の手続きを経て、変更素案から変更案として取りまとめ、国土交通大臣への事前協議を行ったところ、「異存なし」との回答をいただいております。

その後、県及び関係市町の窓口におきまして、令和4年12月2日から12月16日までの間、変更案を縦覧し、意見の募集を行いました。意見書の提出はございませんでした。

本日提案しております変更案につきまして、関係市町へ意見照会しましたところ、全ての市町から「意見なし」との回答をいただいております。

このような経過を経て、策定いたしました変更案について、その内容をご説明させていただきます。

まず、議第526号「徳島東部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」でございます。

この「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」いわゆる「都市計画区域マスタープラン」につきましては、平成12年の都市計画法の改正によりまして、全ての都市計画区域で定めることになっております。

この「都市計画区域マスタープラン」には、都市計画法第6条の2に基づきまして、都市計画の目標といたしまして、「都市づくりの基本理念」、「地域ごとの市街地像」、それから、「区域区分の決定の有無」、「区域区分を定める方針」、そして、主要な都市計画の決定方針としまして、「土地利用の方針」、「都市施設整備の方針」、「市街地開発事業の方針」、「自然的環境の整備又は保全の方針」を定めることとされております。

「議案書」の11ページにございます、図1-1「都市計画区域マスタープラン体系図」をご覧くださいと思います。各市町が策定いたします市町村のマスタープラン、また、立地適正化計画、それから、区域区分、用途地域、都市施設などの具体的な都市計画につきましては、この県の策定いたします都市計画区域マスタープランに即して定めることとされております。

続きまして、変更案の内容でございますけれども、「参考資料1」の15ページから47ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表をお示しさせていただきます。右側が現在のもの、左側が変更案となっております。

スライドの方をご覧くださいと思います。今回の見直しに当たっての基本的な考え方といたしましては、「新型コロナ」、「人口減少」、「災害列島」の3つの国難への解決に向け、「デジタル社会」、「グリーン社会」の推進など新たな視点を盛り込むこととしております。

そして、これらを踏まえ、都市づくりの方向性といたしまして、まず一つ目、「ニューノーマル時代に対応する新次元の分散型国土の創出」、それから、「防災・減災を主流化した

コンパクトシティの実現」、そして最後に、「気候変動対策の推進による脱炭素社会の実現」を大きな三つの柱といたしまして、見直しをしているところでございます。

続きまして、都市計画の目標でございますけれども、基本的事項の目標年次につきましては、平成27年を基準年といたしまして、都市づくりの理念や将来の都市構造は概ね20年先を展望いたしまして、それから、区域区分及び都市施設の整備などは、策定から概ね10年後の令和12年の姿として策定しているところでございます。

次に、都市づくりの理念といたしまして、現行のマスタープランから引き続き、五つの理念ということを掲げてございます。まず「すべての人が暮らしやすい、地方創生・拠点連携型の都市づくり」、それから「すべての人命を守る安全で安心して暮らせる都市づくり」、それから「豊かな自然と調和し、地域資源の保全・活用による環境にやさしい都市づくり」、そして「地域の独自性を活かし、魅力と活力にあふれる都市づくり」、「住民目線に立った創造性豊かな都市づくり」の五つの理念を掲げております。

続きまして、区域区分の決定方針でございますけれども、区域区分の有無としましては、人口減少と高齢化が進行する中、地域の活力を維持し、持続可能な都市づくりを実現し、低密度な市街地の拡大を抑え、効率的な基盤整備が必要ということで、「区域区分」いわゆる「線引き」は継続するかたちとしております。

そして、都市計画区域内の人口につきましては、「とくしま人口ビジョン」の推計人口をベースとしまして、この表に記載のとおり、目標年である令和12年で、区域内の人口については3万8千人減の約46万3千人と想定しております。そのうち、市街化区域内の人口につきましては、2万7千人減の約31万1千人、市街化調整区域内の人口を1万2千人減の約15万2千人と想定してございます。

また、市街化区域の規模でございますけれども、今回の「線引き」の見直しにより約32ヘクタールを追加してございまして、保留している市街化区域面積と合わせまして、令和12年時点で約8,843ヘクタールの面積と想定しております。

続きまして、主要な都市計画の決定方針でございます。お手元の「参考資料1」の33ページをご覧ください。交通施設の都市計画の決定の方針においては、交通体系の整備の方針といたしまして、広域交通ネットワークの形成というのを掲げております。次のページ、34ページに移りまして、コンパクトなまちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成といったことを掲げております。また、35ページ、36ページに記載いたします「概ね10年以内に実施を予定する主要な施設」といたしまして、徳島空港線や文化芸術ホールに隣接するJR牟岐線への新駅設置の推進などを新たに追加しております。

「参考資料1」の38ページ中程の左側をご覧ください。下水道におきましては、計画水準を昨年12月に公表されました「とくしま生活排水処理構想2022」に見直しをしております。

次に、「参考資料1」の44ページ上段の左側をご覧ください。市街地開発事業におきましては、概ね10年以内に実施を予定いたします市街地開発事業といたしまして、徳島文

化芸術ホール（仮称）整備事業及び周辺整備事業を新たに追加しております。

それでは、続きまして、議第527号「徳島東部都市計画 市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更」についてご説明させていただきます。

「区域区分」いわゆる「線引き」制度につきましては、優先かつ計画的に市街化を図る「市街化区域」と、市街化を抑制する「市街化調整区域」に区分いたしまして、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設の整備による良好な市街地の形成、また、都市近郊の優良な農地との健全な調和など、地域の実情に即した都市計画を定めていく上での根幹をなすものでございまして、これを前提といたしまして他の都市計画の内容が決定されるものとなっております。

今回の見直しに当たりましての基本的考え方でございます。

まず、市街化区域の規模につきましては、適正に想定された人口、産業を収容する面積とするといった基本的な考え方が一つございます。そして、中段の市街化区域への編入につきましては、既成市街地と連続いたしまして、現に市街地を形成している区域、それから、計画的な市街化が見込まれる区域などについて行うといったこととしております。

市街化調整区域への編入は、現に市街化されておらず、営農が継続されることが確実であるなど、計画的な市街地整備の見込みがない区域について行うといったことといたしまして、これまで関係市町と調整を図りながら、案を作成したところでございます。

それでは、「議案書」の47ページの「総括図」をご覧くださいと思います。

変更地区は全部で3地区ございます。既成市街地に隣接し、周辺の工業地と一体的な活用が見込まれる港湾計画に基づき整備した土地で、インターチェンジとの近接性を活かした土地利用が図られる土地として、市街化区域へ編入する地区が「沖洲地区」、「津田地区」の2地区となっております。

また、既存市街地と連続いたしまして、周辺の工業地と一体的な活用が見込まれる港湾計画に基づき整備した土地で、区域区分の明確化を図るということで、市街化区域に編入する地区が小松島市の「元根井地区」の1地区となっております。

なお、今回の見直しにおきましては、市街化調整区域への編入はございません。

また、区域区分の変更につきましては、徳島県の決定となっておりますけれども、それに伴う用途地域の変更は市町決定となりますが、同時に決定となりますので、併せてご説明させていただきます。

それでは、個別に地区をご説明させていただきます。

まず、徳島市の「沖洲地区」でございます。廃棄物最終処分場があった場所でございます。平成19年に埋め立てを完了し、平成31年3月に処分場としての廃止手続きがなされております。当地区は、港湾計画に基づき整備された土地でございます。徳島小松島港や徳島沖洲インターチェンジとの近接性を活かし、周辺の工業地と一体となった土地利用を行うため、市街化区域に編入させていただくことを考えております。市街化区域に



編入する箇所の用途につきましては、隣接する用途と同じ工業地域を予定しております。

続きまして、徳島市の「津田地区」でございます。津田木材団地内の水面貯木場であった水域を企業分譲用地や交通機能用地として、埋め立てた場所でございます。当地区は、港湾計画に基づき整備された土地でございます。徳島小松島港や徳島津田インターチェンジとの近接性を活かし、周辺の工業地と一体となった土地利用を行うため、市街化区域に編入するものでございます。市街化区域に編入する箇所の用途につきましては、隣接する用途と同じ工業専用地域を予定しております。

そして、最後、小松島市の「元根井地区」でございます。埠頭用地として埋め立て、整備した場所でございます。既成市街地と連続いたしまして、周辺の工業地と一体的な利用が見込まれる港湾計画により整備した土地でございます。区域区分の明確化を図るため、市街化区域に編入するものでございます。市街化区域に編入する箇所の用途は、隣接の用途と同じ準工業地域を予定しております。

以上が、議第527号「徳島東部都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更」の概要でございます。

「議第526号」及び「議第527号」についてのご説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

<山中議長>

はい、ありがとうございます。議第526号、527号について、一括して説明がありました。どちらからでも結構ですが、何かご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

<金井委員>

金井です。質問させていただきます。

マスタープランの案の方で、ページ数で言うと25ページの「都市防災に関する方針」に関するところの質問なんですけれど、4月1日から市街化調整区域における開発許可基準の見直しが実施されたかと思えます。まだ一年経っておりませんが、現在の状況を分かる範囲で教えていただきたいです。例えば、開発許可申請や許可になったケースがどれくらい発生しているのか。基準の見直しの前後において、市町村等で何か混乱のようなものが発生したのかどうか。そういった状況を分かる範囲で教えてください、お願いします。

<山中議長>

はい、どうでしょうか。

<手塚室長>

それでは、事務局からお答えさせていただきます。

令和2年6月に都市計画法が改正されまして、開発許可の厳格化ということで、見直しをされております。そして、県の方でも条例の見直しを行いまして、昨年、令和4年4月1日から運用を開始してございます。

簡単に見直しの内容を説明させていただきますと、土砂災害特別警戒区域、或いは急傾斜地崩壊危険区域などの災害レッドゾーンにつきましては、開発を原則禁止する。或いは、土砂災害警戒区域や浸水ハザードエリアにおいては、開発を厳格化するといったことで運用を始めたところでございます。運用に当たりまして、開発許可基準の厳格化を行って、ソフト対策、避難計画でありますとか、居室を浸水位以上に設けるハード対策などを要求しているところなんですけれども、これまで県の方の開発許可基準でハード対策、ソフト対策を行った上で許可した案件といたしましては、昨年の4月から6件ありました。

あと、権限委譲しております徳島市においては26件、阿南市においては2件といった実績になってございます。一応、見直しの目的、理解をいただいて、ハード対策、避難計画などのソフト対策といったことで、開発の許可申請がされているといったところでございます。以上でございます。

<山中議長>

はい、以上でよろしいですか。

<金井委員>

はい、ありがとうございました。引き続き、こういった経過の観察ですとか、情報共有、継続的な議論、必要かなと思いました。以上です、ありがとうございました。

<山中議長>

はい。許可されてるケースが分かりましたが、これがどれほどの効果が出てくるのかというのは、少し前のものとの、分析していただくことが必要かなと思えます。

ほか、いかがでしょうか。審議会に関していろいろと、国の法律が変わって、対応も進みまして、区域マスには文言が少し加わってる形ですね。

ほか、いかがでしょうか。

ないですか。なさそうですね。

そうしましたら、皆さんにご理解いただいているということで了解いたしまして、まず、議第526号について、採決を行いますけれども、議第526号ですね、区域マスタープランですけれども、「付議内容のとおり変更することが適当である」と議決してよろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<山中議長>

リモートの方、よろしいでしょうか。

<各委員（リモート）>

（異議なし）

<山中議長>

はい、それでは全員がご了解をいただいたというふうに確認いたしまして、議第526号については、そのように議決いたします。

続きまして、議第527号ですね、3箇所区域区分の見直し、いずれも市街化区域への編入ですけれども、この内容について「付議内容のとおり変更することが適当である」と議決してよろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<山中議長>

リモートの方々もよろしいでしょうか。

<各委員（リモート）>

（異議なし）

<山中議長>

はい、特に異議ないというふうに確認させていただきました。

以上、では異議なしということですので、議第527号についても、そのように議決いたします。

これで、本日の議案の審議は終了しました。事務局から他に何かございますでしょうか。

<手塚室長>

はい、それでは事務局から、今後の予定をご説明させていただきたいと思います。

本日ご承認いただきました案件につきましては、今後、国への法定協議を行いまして、本年3月中の都市計画決定を目指して手続きを進めたいと考えてございます。

また、本日の都市計画審議会の内容につきましては、議事録とともに、県ホームページに掲載することとしておりますので、ご案内させていただきます。以上でございます。

<山中議長>

はい、それでは、この会の周知と国との協議、よろしく願いいたします。  
これを持ちまして、予定しておりました議事等は全て終了いたします。  
事務局にマイクをお返しします。どうもご協力ありがとうございました。

<徳永副部長>

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ご審議を賜り、2議案ともにご承認  
いただきまして、誠にありがとうございました。

委員各位におかれましては、今後とも都市計画審議会の運営についてご理解をお願い  
いたしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。


<柴田課長補佐>

それでは、これを持ちまして、第115回徳島県都市計画審議会を終了させていただきます。  
どうもありがとうございました。

—以上—


# 会議録署名

近藤委員

近藤 明子 

---

真鍋委員

真鍋 恵美子 

---